

災害罹災による年会費の免除制度

(趣旨)

災害等により甚大な被害を受けた会員に対して、申請により年会費の免除を行う。

(対象)

災害救助法が適用された地域（災害救助法適用地域）に在住・被災し、損壊割合が「半壊」以上の罹災証明書の発行を受けた、正会員、準会員、学生会員

(※災害対策基本法で交付される罹災証明書における損傷割合は以下の6区分

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」

内閣府（防災担当）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r303shishin_all.pdf 15～16 ページ)

(※原子力災害など、災害救助法が対象としない災害で、免除の対象とするものが発生した際は、個別に理事会で適用を審議し、指定する。)

なお、応急危険度判定で「危険」と判断されるなど、居住が困難である状態になった場合は、そのことを示す追加書類の提出を受けて、現行制度と同等であるかを個別に判断して免除する。

(免除内容)

被災した年度の年会費を免除する。被災時に当該年度の年会費が納入済みの場合は、次年度の年会費を免除する。

(申請方法)

所定の申請書および罹災証明書の写し（コピー）を学会事務局にメール添付または郵送により申請する。申請期限は、罹災証明書の発行日から6ヶ月とする。

(※罹災証明書の発行には時間を要するため、罹災日ではなく、罹災証明書の発行日を申請期限の起点とする。)

(様式1)

一般社団法人日本医療情報学会

災害罹災による会費免除申請書

災害に罹災し、会費の免除を希望なされる方は、本申請書に必要事項を記載し、罹災証明書の写し(コピー)を添えて、郵送または E-mail により、日本医療情報学会事務局にご申請ください。

申請年月日 年 月 日

一般社団法人日本医療情報学会

代表理事 小笠原 克彦 殿

私は、下記のとおり、災害に罹災しましたので、日本医療情報学会の年会費の免除を申請いたします。

氏名 :

会員番号 :

生年月日 :

E-mail :

電話番号 :

自宅現住所 :

罹災時の自宅住所 : (上記の住所と異なる場合のみ記載してください)

罹災状況 : (災害による自宅損壊の程度などを記載してください)